

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
1	議員報酬等支払事業(議員報酬)			新規	拡大 (継続)
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	1	1	1	議会局 総務部 総務課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	地方自治法第203条、さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例				
予算要求事業の概要					
内容	地方自治法第203条に基づき、議員報酬、期末手当を支払います。				
目的・目標	<p><目的> 地方自治法第203条に基づき、議員報酬、期末手当を支払います。</p> <p><目標> 議員報酬の適正な支出に努めます。</p>				
現状と課題	<p><現状(平成23年4月～平成24年3月)> 1 議員報酬 545,784千円 (1) 議長報酬月額 977,000円(875,000円) その他 5,100円 (2) 副議長報酬月額 873,000円(782,000円) その他 2,100円 (3) 議員報酬月額 807,000円(722,000円) ()内は特例条例により平成23年4月1日～平成24年3月31日までの適用 2 議員期末手当 197,728千円 (1) 議員期末手当[6月分] 報酬月額×1.45×1.4 (2) 議員期末手当[12月分] 報酬月額×1.45×1.55</p> <p><課題> 議員活動を支える議員報酬のあり方について検討するため、議会内に有識者等による調査機関の設置に向けて協議を進めてまいります。</p>				
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 毎月21日に、議員報酬を支払います。 平成23年12月9日に、期末手当を支払います。 				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	「さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」が平成24年3月31日まで期間が延長となったため、12月補正にて減額をする必要があります。
	実施義務	根拠法令等 地方自治法第203条 さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
	対象者	議員
効果	効果	議会や委員会への出席など議員活動への対価。

3 補正前予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	補正前予算	743,512	<積算内訳> 1 議員報酬 545,784 2 議員期末手当 197,728
	財源内訳	743,512	一般財源
12月補正予算	補正予算要求	△ 32,005	<積算内訳> 1 議員報酬 20,492 2 議員期末手当 11,513
	財源内訳	32,005	一般財源
12月補正予算	財政局長査定	△ 32,005	<積算内訳> 1 議員報酬 20,492 2 議員期末手当 11,513
	財源内訳	32,005	一般財源
<査定理由> 平成23年9月定例会において議決された「さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」の期間延長に伴う減額補正であることから、速やかに対応すべきであると判断し、12月補正予算に計上することとしました。			
市長査定	△ 32,005	<積算内訳> 1 議員報酬 20,492 2 議員期末手当 11,513	
財源内訳	32,005	一般財源	
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			